平成２３年（フ）第３２６号
広島県福山市大門町１丁目12番29号
債務者　町井　　渉
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３３１号
広島県福山市三吉町４丁目３番16―1402号、住民票上の住所広島県広島市安佐南区山本８丁目７番４―101号
債務者　米村　　務
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３３４号
広島県福山市本郷町2910番地　本郷サンロイヤルＣ―110
債務者　秦　　英樹
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３３５号
広島県福山市本郷町2910番地　本郷サンロイヤルＣ―110
債務者　秦　　吉彦
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３３７号
広島県福山市日吉台２丁目32番１―209号エバーグリーン日吉台、旧住所広島県福山市千田町３丁目29番12号
債務者　坂本　和士
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３４２号
広島県府中市上下町上下845番地８
債務者　藤永　隆正
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１１９号
山口県岩国市由宇町4584番地２
債務者　田中　應雄
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１２０号
山口県岩国市由宇町4584番地２
債務者　田中ヤス子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第３９７号
徳島県徳島市金沢１丁目１番14　メゾン藤本102号
債務者　村上　　栄
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２１号
徳島市住吉６丁目６番33　第２クレッシェンド戸川202号　中川方、旧住所徳島市南昭和町５丁目10番地の１
債務者　遠藤　　愛
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５号
徳島県阿波市吉野町柿原字植松63番地２
債務者　板東　絹子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７６７号
千葉県松戸市松飛台580番地の10　メゾンいずみ102号
債務者　稲村　隆夫
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８０５号
千葉県松戸市馬橋1890番地の７　モンシャトー松戸401号、前住所兵庫県川西市東畦野山手１丁目２番25号
債務者　港谷幸四郎
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８４４号
千葉県流山市長崎１丁目38番地の５　テラスグリーンヒルＣ―５
債務者　廣瀬　健一（旧姓駒野）
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８５９号
千葉県松戸市新松戸１丁目316番地　新松戸小川ハイツ302号
債務者　作本　大輔
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８７３号
千葉県松戸市中根422番地　モア中根103号
債務者　金倉成一こと　金　　成一
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８９４号
千葉県松戸市常盤平５丁目15番地の８　レオパレスＦｕｋａｓｉｏｎ五香204号
債務者　鈴木なぎさ
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部